



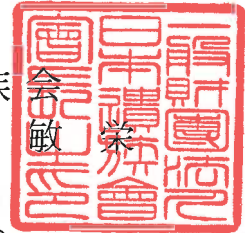
会 長	事務局 長	係
		



日遺特第39号
令和6年5月16日

各 支 部 長 } 殿
各 事 務 局 長 }

一般財団法人日本遺族会
会長 水落



令和6年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業への
参加者とりまとめについてのお願い

平素より本会の諸事業の推進につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和6年度実施計画の概要を下記の通り、とりまとめましたのでお知らせいたします。ついては、参加者のとりまとめ等についてご高配をいただきたくお願いいたします。

参加については、別添2の「戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加申込書」によりお申し込み願います。

昨年度より、付添者の青年部には旅費の一部が国から補助されることが認められましたので、遺児と共に参加をお勧め願います。

なお、令和7年は終戦80年及び同事業実施35周年を記念し、洋上慰霊の実施を計画しております。このため7年度は大型船舶を借上げての洋上慰霊とフィリピン地域の実施予定となることから、その他の旧主要戦域の地域は本年度で最後の実施となりますので、予めご承知おきいただき参加者のとりまとめ等よろしくお願いたします。(令和7年度事業の実施については本会が同年度補助金交付団体に指定となった場合に限るため、情報の取り扱いには細心のご注意をお願いします)

諸事情により、日程の変更や中止等が生じる可能性もありますので予めご承知おき願います。

記

1. 実施地域、日程及び申込締切日 (別紙1)
2. 巡拝予定地 (別紙2)

3. 参加費

10万円

自宅から集合場所までと解散場所から自宅までの国内交通費、及び帰国当日に交通機関等の都合で帰宅できない場合の宿泊等は個人負担となります。

4. 参加資格

①戦没者の遺児

本事業は、戦没者遺児の慰藉事業のため、遺児以外の方は参加できません。

②実施地域の戦没者の遺児

本事業は、実施する国及び地域（実施地域周辺の公海上にて戦没された方を含む）以外は参加できません。

③航空機やバス等による長距離移動及び気候風土の異なる諸外国での団体行動に耐えられる方。

5. 参加申込書の記入方法

申込書の戦没者欄、特に所属部隊、戦没地が未記入の場合には都道府県庁で調査され、詳しく記入して頂くようご指導願います。

また、文字等ははっきりと分かりやすく楷書で記入していただきますようご指導願います。さらに、申込者（遺児）覧の過去に本人、兄弟、姉妹の本事業参加の有無についても該当者がありましたら必ず記入いただくようお願いいたします。

6. 参加者の誓約書及び家族等の同意書

申込締め切り後、参加決定者には、必ず誓約書（別添 3 参照）及び家族等の同意書（別添 4 参照）を書いていただきます。（参加者本人へは決定通知と一緒に本会より送付しますので、申込の際には渡さないで下さい）

一つでも履行出来ない場合は参加できませんので、ご指導の徹底をお願いいたします。

7. 個人情報保護法

申込書でお預かりしました個人情報は、日本遺族会個人情報保護規程の定めにより、厳重にお取り扱いいたします。

また、この情報は慰霊巡拝のお知らせや業務実施にあたり、必要な機関

として、国等公的機関、旅行代理店、旅行用品取り扱い業者などへ提供する他は利用いたしません。

日本遺族会個人情報保護方針につきましては、ホームページもしくは、日本遺族会事務局にお問い合わせ下さい。

8. 複数申込者の取り扱いについて

①支部において、同一地域の同一班に複数の参加申込みがあった場合は、優先順位をつけて提出願います。

②募集人員を上回る申込みがあった場合は、本部において選考基準により選考いたします。

9. 案内パンフレット、ポスターの送付について

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業への参加募集のご案内」のパンフレット500部とポスター20部を送付（5月29日頃）いたしますので、一人でも多くの該当遺児の方々にご案内していただくとともに、各種会合や大会の際にご活用され、参加者のとりまとめについてご高配いただきたくお願いいたします。

なお、パンフレットの追加が必要な場合は、事務局までご連絡願います。

10. 介助者・付添者について

令和5年度より戦争の悲惨さ、平和の尊さを語り継ぐことを目的に、青年部育成の一環として、参加者の介助者・付添者の青年部（戦没者の孫、ひ孫、甥、姪の3親等内親族）には、国から旅費の3分の1の補助※が認められました。（旅行費用の3分の2は自己負担となります。）

なお、青年部でない介助者・付添者は、全て旅費は自己負担となります。介助者・付添者が必要な方については、別添資料5により申込書と一緒に提出願います。

また、参加希望者が持病等で不安がある方には、付添者を強くすすめていただくようお願いいたします。

※青年部付添者への補助は遺児の参加費からではなく、実際に掛かる旅行費用の3分の1補助

11. 過去の参加者について

過去の参加者については、参加定員に満たない等の場合に限り、前年度に参加していないことを条件に、参加申込をすることができます。

但し、前年度参加者であっても、付添者で青年部が同行する場合に限り、参加申込をすることができます。

12. 旧ソ連等の代替え地域について

当初旧ソ連地域を実施の方向で計画をいたしました但、ウクライナ侵攻に伴う現地国内状況が未だ不安定の為旧ソ連地域は中止とし、その代替え地域として下記の通りカザフスタン・ウズベキスタン共和国を予定いたしましたのでお取り扱ひの程よろしくお願ひいたします。

カザフスタン・ウズベキスタン共和国地域

実施日：令和6年10月3日（木）～10月10日（木）

募集人員：40名

申込締切日：令和6年8月2日（金）

※なお、この代替え地域の詳細につきましては、日本遺族通信6月号にて掲載させていただきます。

また、年明け2月のミャンマー特定地域についても、中止とし、現在タイ地域を同実施期間内の代替え地域として進めております。

タイ地域

実施日：令和7年2月20日（木）～2月27日（木）

募集人員：40名

申込締切日：令和6年12月20日（金）

<別添資料>

1. 戦没者遺児による慰霊友好親善事業申込書並びに個人情報開示請求
(陸軍・海軍) の記入例
2. 戦没者遺児による慰霊友好親善事業申込書並びに個人情報開示請求
(陸軍・海軍)
3. 誓約書 (見本)
4. 同意書 (見本)
5. 戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加に伴う介助者・付添者のお願い
について

照会先

日本遺族会 事務局

電話 03-3261-5521

ファックス 03-3261-9191

担当：小山 (おやま)、東 (ひがし)

※この度は、取りまとめのお願いとパンフレット、ポスターの送付が遅れ
ご迷惑をお掛けしたこと、誠に申し訳ありませんでした。
お詫び申し上げます。

令和6年度 実施地域等(広域・特定地域) (日程は集合日を含む)

	実施地域	日 程	参加人数	申込締切
	旧ソ連	令和6年8月2日～8月10日	40名+本部3名	令和6年6月3日
1	旧満州	令和6年8月19日～8月28日	40名+本部3名	令和6年6月19日
2	ボルネオ・マレー半島	令和6年8月27日～9月5日	40名+本部3名	令和6年6月28日
3	トラック諸島	令和6年9月7日～9月13日	20名+本部2名	令和6年7月8日
4	パラオ諸島	令和6年9月7日～9月13日	20名+本部2名	令和6年7月8日
5	西部ニューギニア	令和6年9月18日～9月27日	40名+本部3名	令和6年7月18日
6	カザフスタン・ウズベキスタン共和国	令和6年10月3日～10月10日	40名+本部3名	令和6年8月2日
7	マリアナ諸島	令和6年10月4日～10月10日	40名+本部3名	令和7年8月5日
8	東部ニューギニア	令和6年10月18日～10月25日	42名+本部3名	令和6年8月19日
9	ビスマーク諸島	令和6年10月18日～10月25日	40名+本部3名	令和6年8月19日
10	インド	令和6年10月30日～11月5日	30名+本部3名	令和6年7月1日
11	フィリピン(1次)	令和6年11月8日～11月15日	120名+本部7名	令和6年9月9日
12	ソロモン諸島	令和6年11月24日～12月1日	40名+本部3名	令和6年9月24日
13	台湾・バシー海峡	令和7年1月17日～1月23日	40名+本部3名	令和6年11月15日
14	西部ニューギニア(特定地域)	令和7年2月3日～2月12日	36名+本部3名	令和6年12月3日
15	東部ニューギニア(特定地域)	令和7年2月14日～2月21日	36名+本部3名	令和6年12月13日
	ミャンマー(特定地域)	令和7年2月20日～2月28日	36名+本部3名	令和6年12月20日
16	タイ	令和7年2月20日～2月27日	36名+本部3名	令和6年12月20日
17	ギルバート諸島	令和7年2月28日～3月8日	36名+本部2名	令和6年12月25日
18	マーシャル諸島	令和7年3月1日～3月9日	40名+本部3名	令和6年11月1日
19	フィリピン(2次)	令和7年3月11日～3月18日	120名+本部7名	令和7年1月10日
20	中国	令和7年3月21日～3月29日	80名+本部5名	令和7年1月20日

令和6年度 実施詳細

	実施地域	班	巡拝予定地	募集人員
	旧ソ連	A	ハバロフスク、ウラジオストク、ウスリースター	20
		B	イルクーツク、チター	20
1	旧満州	A	ハイラル、チチハル、ハルピン、北安、瀋陽	20
		B	大連、牡丹江、延吉(北朝鮮遥拝)、吉林、長春、瀋陽	20
2	ボルネオ・マレー半島	A	コタキナバル、ケニンゴウ、ブルネイ、ラブアン、マレー半島イポー	20
		B	バリクパパン、タラカン	20
3	トラック諸島		春島、夏島、秋島、水曜島及び環礁内洋上慰霊	20
4	パラオ諸島		パラオ本島、ペリリュー島及び環礁内洋上慰霊	20
5	西部ニューギニア	A	ジャヤプラ(旧ホーランジャヤ)、ゲニム、ピアク島	20
		B	ハルマヘラ、マノクワリ、ピアク島	20
6	カザフスタン・ウズベキスタン共和国	A	アルマティ、カラガンダ、アスタナ	20
		B	タシケント、ブハラ、コーカンド、アングレン	20
7	マリアナ諸島	A	グアム島、サイパン島	20
		B	サイパン島、テナアン島	20
8	東部ニューギニア	A	マダン、ウエワク、ボイキン、ブーツ	22
		B	ラエ、サラモア、ウエワク	20
9	ビスマーク諸島	A	マヌス島、ニューブリテン島(ラバウル)	20
		B	ブカ島、ブーゲンビル島(ヌマヌマ)、ニューブリテン島(ラバウル)	20
10	インド	A	インパール	15
		B	コヒマ	15
11	フィリピン(1次)	A	マニラ及び東方山地	20
		B	クラーク、マニラ南方(リパ、ルセナ)	20
		C	ルソン島北部(バギオ、クラーク)	20
		D	ルソン島北部(バレット峠、ソラノ、キャンガン、オリオン峠)	20
		E	パナイ島(イロイロ)、ミンダナオ島(ダバオ)	20
		F	セブ島、レイテ島(タクロバン、ブラウエン、リモン峠、ディアバ、カンギホット山、オルモック)	20
12	ソロモン諸島	A	ガダルカナル島、ツラギ島	20
		B	ニュージョージア島(ムンダ)	20
13	台湾・バシー海峡	A	台北、台中、高雄、墾丁	20
		B	台北、花蓮、台東、墾丁	20
14	西部ニューギニア(特定地域)	A	ジャヤプラ(旧ホーランジャヤ)、ゲニム、ピアク島	20
		B	マノクワリ、ソロン、ピアク島	16
15	東部ニューギニア(特定地域)	A	マダン、ウエワク、ボイキン、ブーツ	20
		B	ポポンデッタ、ギルワ、ウエワク	16
	ミャンマー(特定地域)	A	ヤンゴン、ペダー、トンダ、マンダレ	20
		B	ミトキナ、マンダレ、アキャブ	16
16	タイ	A	バンコク、カンチャナブリ	16
		B	チェンマイ、アンポパイ、メーホーソン	20
17	ギルバート諸島		タラワ	20
18	マーシャル諸島		クエゼリン、マジュロ	20
19	フィリピン(2次)	A	マニラ及び東方山地	20
		B	クラーク、マニラ南方(リパ、ルセナ)	20
		C	ルソン島北部(バギオ、クラーク)	20
		D	ルソン島北部(バレット峠、ソラノ、オリオン峠、キャンガン、アパリ)	20
		E	ネグロス島(バコロド)、ミンダナオ島(ダバオ)	20
		F	セブ島、レイテ島(タクロバン、ブラウエン、リモン峠、ディアバ、カンギホット山、オルモック)	20
20	中国	A	北京、鄭州、太原	20
		B	上海、南京、武漢	20
		C	上海、武漢、岳陽、長沙	20
		D	龍陵、騰越、拉孟	20